

# 臨時販売場設置届出書（一般型・手続委託型用）の記載要領等

## 1 提出すべき場合

この届出書は、臨時販売場（一般型輸出品販売場又は手続委託型輸出品販売場とみなされる臨時販売場をいいます。）を設置しようとする事業者（既に一般型輸出品販売場又は手続委託型輸出品販売場の許可を受けている事業者に限ります。）として承認を受けた事業者が、臨時販売場を設置する場合に、その設置日の前日までに提出するものです（法8⑨）。

なお、この届出書は、臨時販売場を設置しようとする事業者の納税地を所轄する税務署長に提出してください。

(注) 提出した「臨時販売場設置届出書（一般型・手続委託型用）」の記載内容について変更があった場合には、「臨時販売場変更届出書」を提出する必要があります（令18の5⑤）。

## 2 記載要領

(1) 「臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号」欄は、臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号の通知を受けている場合に記載します。

(2) 「臨時販売場を設置しようとする期間」欄は、設置しようとする臨時販売場の設置期間（7月以内）を記載します。

(3) 「免税販売手続の区分」欄は、設置しようとする臨時販売場における免税販売手続の区分にチェックします。

(4) 「設置しようとする臨時販売場の所在地」欄及び「設置しようとする臨時販売場の名称」欄は、設置しようとする臨時販売場の所在地及び名称を記載します。

(5) 「臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けた年月日」欄は、臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を受けた年月日を記載します。

(6) 「特定商業施設の区分」欄は、臨時販売場が所在する特定商業施設の区分にチェックします。

なお、設置しようとする臨時販売場が令第18条の2第5項の規定の適用を受けるものである場合、又は設置しようとする臨時販売場が所在する特定商業施設が同条第6項の規定の適用を受けるものである場合には、該当欄の「はい」にチェックしてください。

(注) 同条第5項の規定の適用を受けるものである場合には、特定商業施設の区分3（大規模小売店舗）ではなく、区分1（地区）又は区分2（地域）にチェックして下さい。

(7) 「特定商業施設の所在地」及び「特定商業施設の名称」欄は、臨時販売場が所在する特定商業施設の所在地及び名称（施設名、商店街名等）を記載します。

なお、(6)で令第18条の2第6項の規定の適用を受けるものであるため「はい」にチェックした場合には、同項の規定の適用を受ける特定商業施設の所在地及び名称（例：〇〇商店街及び△△商店街）を記載します。

(8) 「承認免税手続事業者の氏名又は名称」及び「承認免税手続事業者の納税地」欄は、設置しようとする臨時販売場における免税販売手続の代理に関する契約を締結した承認免税手続事業者の氏名又は名称及び納税地を記載します。

添付書類の確認（確認欄にチェックしてください。）		確認
1	臨時販売場を設置する場所の付近の見取図	<input type="checkbox"/>
2	届出書に記載した臨時販売場の所在地に臨時販売場を設置することを証する書類（テナント契約書、出店許可書の写しなど）	<input type="checkbox"/>
3	その他参考となる書類	/
	取扱商品リストなど	<input type="checkbox"/>
	その他（ )	<input type="checkbox"/>
【特定商業施設内で手続委託型の臨時販売場を設置する場合、上記に加え以下の書類】		/
4	特定商業施設の見取図又はこれに類する書類	<input type="checkbox"/>
5	承認免税手続事業者との間で締結した免税販売手続の代理に関する契約書の写し	<input type="checkbox"/>
6	特定商業施設に該当することを証する書類（組合の定款の写し、大規模小売店舗の新設・変更に関する届出等の写し、建物の登記事項証明書（登記簿謄本）の写し）	<input type="checkbox"/>
7	その他参考となる書類	/
	臨時販売場で発行するレシートのひな形など	<input type="checkbox"/>
	その他（ )	<input type="checkbox"/>